

○雨水貯留施設設置補助金交付要綱

令和3年3月17日告示第14号

雨水貯留施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な水循環系の再生、水資源の有効利用及び総合的な治水対策の一つとして、宅地等の雨水の有効利用及び流出抑制を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留施設」とは、雨水を貯留させるための構造をもった施設で、建築物の雨どい等に接続し架台等に固定して設置されている100リットル以上の貯留槽等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町税等の滞納のない者で、町内に住所を有する個人又は町内に事務所を有する法人で、自らが所有する町内に存する建築物において雨水貯留施設の設置を行おうとする者又は建築物の所有者の同意を得た占有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設の設置については補助金を交付しない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 既に補助金の交付を受けた雨水貯留施設を改造し、又は修理するもの

(3) 移転補償等に伴う機能回復により設置するもの

(4) 雨水貯留施設の容量が、15リットルに申請者の世帯人数を乗じて得た量に3を乗じて得た量を下回るもの

(5) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたもの

(補助対象経費)

第4条 補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯留施設を設置するのに要する購入費及び工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、雨水貯留施設の設置を自ら行う場合の補助対象経費は、雨水貯留施設を設置するのに要する購入費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表の左側に定める雨水貯留施設の区分に応じ、それぞれ同表の右側に定める額とし、その合計額は一敷地について10万円を上限とする。

区分	一基当たりの補助金額
100リットル以上500リットル未満	25,000円又は補助対象経費の2分の1に相当する額のいずれか少ない額
500リットル以上	50,000円又は補助対象経費の2分の1に相当する額のいずれか少ない額

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留施設設置補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の着手前に町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する關係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業等の計画書
- (2) 位置図
- (3) 工事着工前の写真
- (4) 雨水貯留施設の構造図
- (5) 雨水貯留施設を設置するのに要する購入費及び工事費の見積書の写し
- (6) 住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を雨水貯留施設設置補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者が、工事等の内容を変更しようとするとき又は中止するときは、雨水貯留施設設置補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について雨水貯留施設設置補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業完了後1月以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、雨水貯留施設設置補助金完了報告書兼実績報告書（様式第5号）により次項に掲げる關係書類を添付して提出するものとする。

2 前項に規定する關係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の配置図等に雨水貯留施設の設置個所を示した図面
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績の確認及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときはこれを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し雨水貯留施設設置補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の雨水貯留施設設置補助金確定通知書を受けたときは速やかに町長に雨水貯留施設設置補助金補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第9条に規定による、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して

定める期間は7年とする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取消し又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

雨水貯留施設設置補助金交付申請書

阿南町長 様

電話

記

設 置 場 所	阿南町
雨 水 貯 留 施 設	基
補助金対象設置 工 事 経 費 総 額	円
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
施 工 予 定 業 者	事業所名 担当者
	所在地 電話
添 付 書 類	(1) 事業等の計画書 (2) 位置図 (3) 工事着手前の写真 (4) 雨水貯留施設の構造図 (5) 工事見積書の写し (6) 住民票の写し（世帯票） (7) その他町長が必要と認める書類

(注) 施工予定業者欄は、施工を業者に依頼する場合に記入してください。

事業等の計画書

1 事業名				
2 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3 事業の場所				
4 事業の計画				
科 目	事業費	財 源 内 訳		
		町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他

様式第2号（第7条関係）

雨水貯留施設設置補助金交付決定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付で申請のあった 年度雨水貯留施設設置補助金について、補助金等 円を下記の条件を附して交付・却下することに決定したので、雨水貯留施設設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業等の中止又は内容の変更をしようとするときは、すみやかに町長に報告してその承認を受けること。
- 2 事業等が予定の期間内に完了しないときも同様に承認を受けること。
- 3 実績報告によってこの決定を変更することがある。

様式第3号（第8条関係）

雨水貯留施設設置補助金変更承認申請書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け、 指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
雨水貯留施設の計画を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう関係
図書を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助金対象経費

円

科 目	事 業 費	財 源 内 訳		
		町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他

（注）設置を中止又は廃止する場合、関係図書は必要ありません。

様式第4号（第8条関係）

雨水貯留施設設置補助金変更承認決定通知書

第 号

年 月 日

様

年 月 日付で申請のあった 年度の雨水貯留施設設置補助金変更
承認申請について、下記のとおり決定します。

年 月 日

阿南町長

記

様式第5号（第9条関係）

雨水貯留施設設置補助金完了報告書兼実績報告書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け、 指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
雨水貯留施設の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

科 目	事 業 費	財 源 内 訳		
		町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築物の配置図等に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

雨水貯留施設設置補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付で実績報告のあった 年度雨水貯留施設設置補助金に
ついて、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額

円

様式第7号（第11条関係）

雨水貯留施設設置補助金交付請求書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

年 月 日付け、 第 号で補助金交付額の確定を受けた雨水
貯留施設設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先	銀行	
金融機関名	信金	支店
	農協	支所

口座種別 普通 ・ 当座

口座番号 _____

フリガナ
名義人 _____